

紹介基本契約書

(以下「甲」という)とユーライフ有限会社(以下「乙」という)とは、
有料職業紹介に関する基本事項について、次の通り契約する。

(基本原則)

- 第1条 1、甲及び乙は、本契約に基づく職業紹介に関し、相互利益を尊重し、信義誠実の原則に従って行うものとする
- 2、乙は、甲と求職者(以下「丙」という)との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として行うものとする。

(紹介の内容)

- 第2条 1、甲は乙に対し、甲に求める職能要件を提示し、乙は丙に対し、面談等を実施した上で甲の求める適切な人材であると判断した場合は、丙を甲に紹介する。
- 2、前項の場合において、甲は丙に対し、甲の求人申込書を明示して職業紹介を行うこととする。

(採用選考及び雇用契約)

- 第3条 1、甲は、乙が紹介した丙を自ら選考の上、採用を決定した場合は、丙に対し雇用契約書をもって雇用契約を締結しなければならない。
- 2、前項に規定する雇用契約書に関し、乙は甲に対し、当該雇用契約について適切な助言及び支援を行い、甲は乙を介してこれを丙に渡すものとする。

(直接交渉の禁止)

- 第4条 1、甲は乙の承諾なくして雇用について丙と直接交渉しないものとする。
- 2、又、甲は乙が丙を紹介してから1年以内に丙を乙の承諾なくして甲又は甲の関連する施設では雇用しない。
- 3、乙と甲との人材紹介に関して、甲が乙を介さないで乙の従業員と直接交渉しないものとする。
- 4、甲が前項に違反した場合、違約金として仮にその丙が乙の下で12ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額を直ちに乙に支払うものとする。

(紹介料の支払い)

- 第5条 1、甲は乙が紹介した丙と雇用契約を締結し、入社に至った場合は乙に対し紹介料(消費税は別途)を一括で支払いものとする。
- 2、雇用契約が締結した場合の紹介料は理論年収の10%とする。

【常勤職員紹介料算出方法】

想定年収＝「月額固定給×12+前年度実績賞与」

月額固定給＝「基本給+家族手当+住宅手当+職務手当+その他諸手当」

【非常勤職員紹介料算出方法】

想定年収(非常勤)＝「時給×時間/日×労働日数/週×52週」

- 3、非常勤で紹介した職員が正社員として甲に入職した場合は、2項の紹介料を乙に支払うものとする。
- 4、丙が丙の事由により雇入れ日より6ヶ月未満の期間内に甲を退職した場合、乙は甲に対し、前項に規定する紹介料の一部を返還するものとする。変換金額の算定は下記に定める金属月数により決定する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1ヶ月未満	100%
1ヶ月以上 2ヶ月未満	50%
2ヶ月以上 3ヶ月未満	30%
3ヶ月以上 6ヶ月未満	10%

5、甲は、丙の入職日から1ヶ月以内に、2項に定める紹介料及びその消費税を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(有効期限)

第6条 1、本契約の有効期限は、契約日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前までに、甲乙の双方から意思表示がなされないときは、本契約は更に1年更新されるものとし、以後も同様とする。

(反社会勢力の排除)

第7条 1、甲は、乙に対し、本件契約時において、甲(甲が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運用標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会勢力(以下「反社会勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2、甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提示しなければならない。

3、乙は、甲が反社会勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 1、甲及び乙は、本契約の遂行に際して得た情報(甲乙の社会情報及び乙が紹介した人材の個人情報(不採用者の者も含む))を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならず、相互に守秘義務を負うものとする。

(基本契約の解除)

第9条 1、甲又は乙の一方が、相手方が正当な理由なく本契約に定める条項に不履行があり、履行の催告に対して誠意を示さない場合は、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することがものとする。

(残存条項)

第10条 1、甲及び乙は、本契約満了又は解除後においても、本契約第4条及び、第8条の規定はなお効力を有するものとする。

(協議)

第11条 1、本契約又は個別契約に定めない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上決定する。

以上、本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通保持する。

年 月 日

甲)

乙)

印

印